

1)火災時の対応

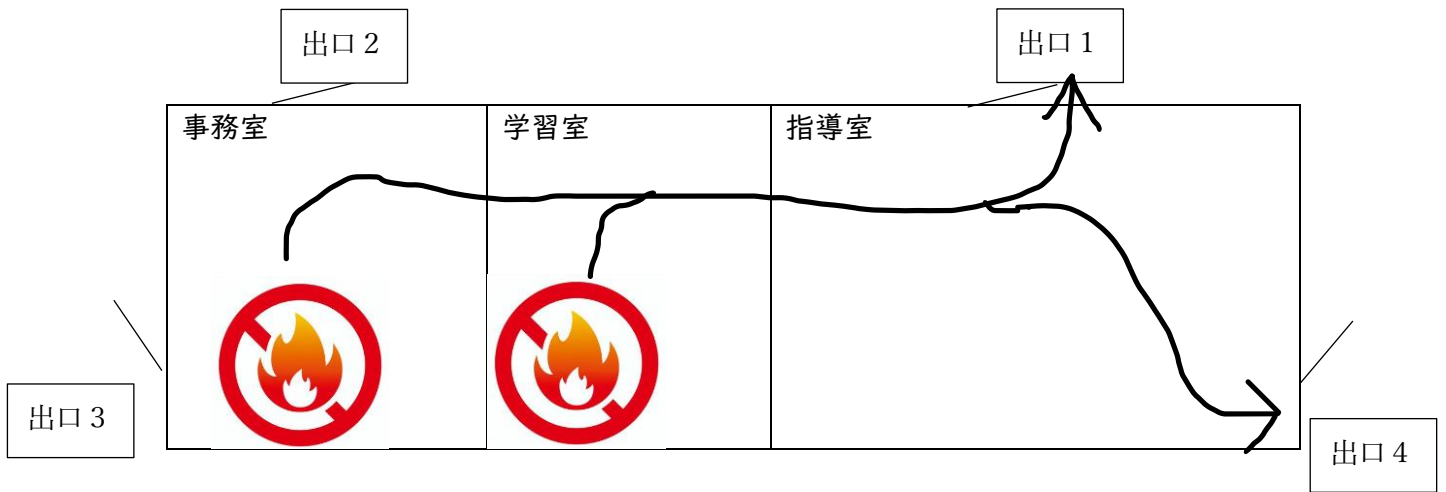
◎出火場所の確認

◎初期消火 消火器(施設長)

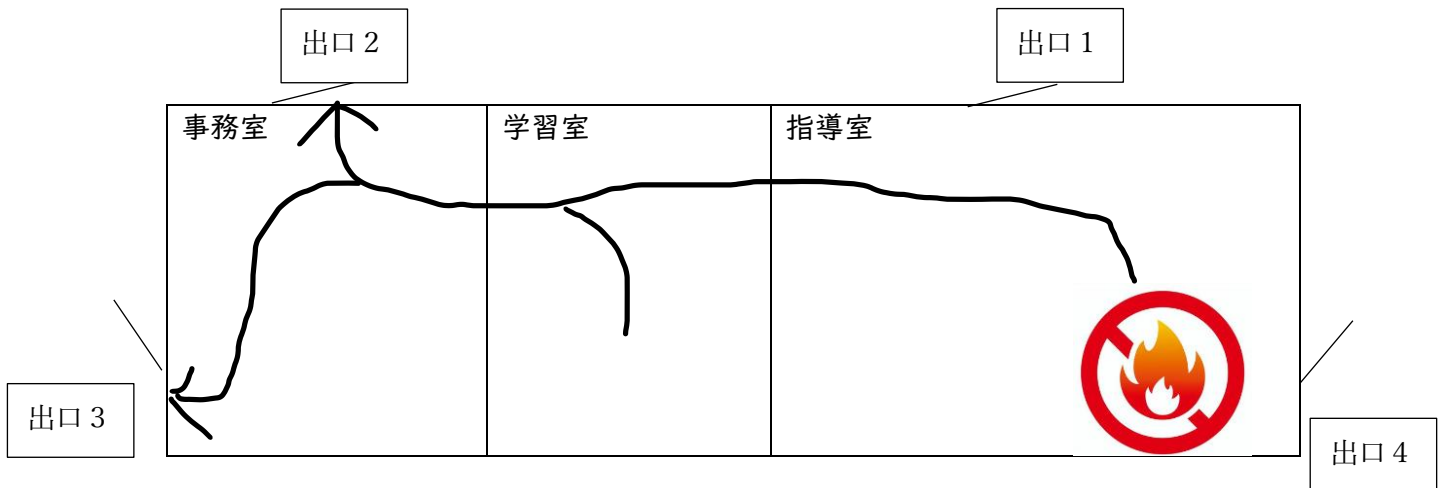
子どもたちの避難誘導(往西 阿部田)

119番通報(施設長) 理事長に連絡(施設長)

◎避難誘導路(1) 事務室・学習室から出火した場合(出口1又は出口4)



◎避難誘導路(2) 指導室から出火した場合(出口2又は出口3)



◎避難・点呼

ハンカチなどで鼻と口をおおうように指示

避難経路の指示

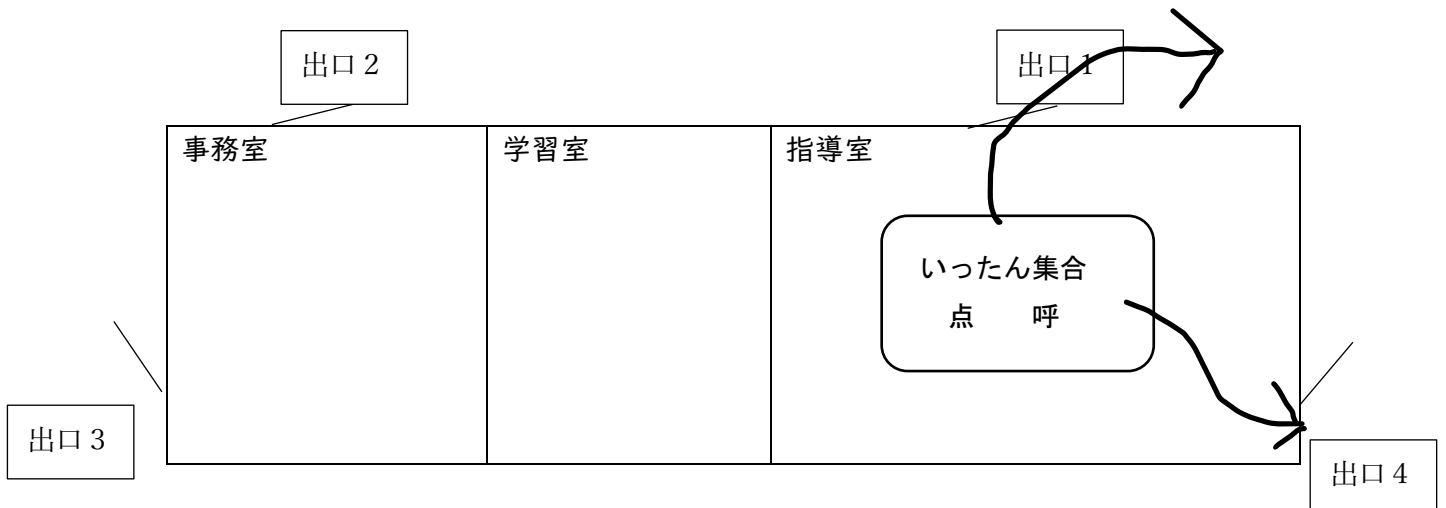
低い姿勢になり、落ち着いて避難させる

上履きをはいたまま避難させる

- 1 次避難場所 (1)の場合 北側駐車場
(2)の場合 南側駐車場
連絡先等重要書類の持ち出し(施設長)
- 2 次避難場所 東側駐車場または中央卸売市場駐車場周辺

2)地震発生時の対応

- ① 地震の発生
→ただちに頭を保護して机の下などに避難するように指示
可能であれば
→火の元の確認
→避難経路の確保(出口のドアを開放するなど)
- ② 点呼
揺れがおさまったことを確認して指導室に子どもたちを集める
人数確認、けがなどの有無の確認
避難が必要であれば避難経路の指示(出口1または出口4)
- ③ 避難開始
上着、かばんなど頭を保護するものを持たせる
ガラスなどが割れている場合は足元に注意させる、上履きをはいたまま避難させる
北側駐車場または東側駐車場に避難
連絡先など重要書類の持ち出し(施設長)
理事長に連絡(施設長)



3)水害及び気象警報発令時の対応

- ① すてっぷの所在地は、大和郡山市のハザードマップで1.0~2.0mの浸水想定区域に含まれているため、大和郡山市に大雨洪水警報等が発令されている、または今後発令される可能性が高い状態で、水害の危険性があると判断したときは、すてっぷは開所しない。
 - ② 学校に子どもたちがいるときに、大和郡山市に大雨洪水警報等が発令された場合、学校と保護者との間で子どもの安全確保について相談してもらう。保護者がすぐに学校に迎えに来られない場合は、すてっぷ利用予定であっても子どもは学校で待機させるようお願いする。
 - ③ 上記をふまえた上で、もしすてっぷに子どもたちがいるときに大和郡山市に大雨洪水警報等が発令された場合、道路状況等がまだ安全だと思われる場合は、
A:ただちに活動を中止し保護者と連絡を取り合いながら早めに送迎をおこなう、もしくは保護者に迎えにきてもらう。
B:保護者と連絡が取れない、もしくは送迎に危険が伴うと判断した場合は、ただちに広域避難場所(南部公民館)に避難をおこなう。(自動車または徒歩)
C:広域避難場所まで行くことも難しいと判断される場合は、近隣の建物等に避難する。
 - ④ 大和郡山市には警報が発令されていないが、子どもの居住地の市町村に大雨洪水警報等が発令された場合は、保護者と連絡を取り、危険性がどの程度あるか相談しながら対応について判断する。必要であれば早めに送迎をする、または保護者に迎えにきてもらうなどの対応をとる。
 - ⑤ なお、大和郡山市には警報が発令されておらず災害の危険性はないが、奈良県の一部に警報が発令されて学校が休校になった場合は、利用予定の保護者と相談して、安全性が確保されると判断されれば開所し、子どもを受け入れる場合がある。
- ◎いずれのケースも気象予報や雨雲レーダーなどを参考にしつつ、早め早めの対応をとることを心がける。

4)避難訓練

- ◎「火災」「地震」「水害」についてそれぞれに最低年1回以上避難訓練および事前・事後指導をおこなう。また月1回程度、小規模な避難についての学習(机の下にかくれる練習など)を取り入れる。
- ◎事前・事後指導については映像を見せたり、具体物(水害の場合はハザードマップや非常時持ち出し袋など)を提示したりしながら、子どもたちの年齢や発達段階に応じて理解しやすいものになるように留意する。
- ◎非常時持ち出し袋は避難訓練の際に定期的に点検し、中身を必要に応じて入れ替える。

5)不審者対策

- ① 不審者対策として、すてっぷの出入口は、子どもの出入り以外の時間帯は基本的に内側から施錠する。
- ② 万一不審者が侵入した場合は、子どもを事務室に誘導し、内側から施錠するとともに、すみやかに警察に連絡する。
- ③ 不審者が侵入したことを想定した職員による子どもの誘導訓練を定期的におこなう。

6)感染症対策

- ① 感染症対策として、施設内及び送迎車の消毒を毎日おこなう。
- ② 利用する子どもについては食事、おやつ、水分補給などの際に手洗いと手指の消毒を励行させる。
- ③ 利用者が新型コロナウイルスに感染した場合は、直ちに連絡をもらい、当該利用者の利用をとりやめるとともに、必要に応じて感染のおそれのある者の利用を差し控えてもらう、関係個所を消毒するなどの対応をとる。(詳細は学校の対応に準ずる)④
- ④ 利用者がインフルエンザ等の感染症に感染した場合は、利用をとりやめる。(学校の対応に準ずる)
- ⑤ マスクについては、職員・子どもたちともに使用は任意とする。ただし、体調に不安があるときや家族に感染症の疑いあるものがあるときは必ずマスクをつけるものとする。

7)けが及び発熱時の対応

(1)けがへの対応

- ① 高所からの転落、多量の出血、頭部の強打による昏倒などの場合はただちに救急を呼ぶ。
- ② 手足等の打撲で腫れがひかない、切り傷等による出血がとまらない、転倒や転落で頭部を打撲したがそのあとの意識ははっきりしている場合、などは保護者に連絡をとって意向を確認しつつ、すてっぷより病院に連れていく。
搬送先は①法人の嘱託医である中島医院、②郡山青藍病院か大和郡山病院、③その他の病院の順に連絡して受診の打診をした上で受け入れ可能なところに連れていく。
- ③ それ以外の軽微なけがについてはすてっぷで応急処置をして保護者に連絡する。可能であれば早めに家に送る。
- ④ 外出先(公園など)でのけがは、上記のマニュアルに準じつつ、状況に応じて搬送先を判断する。

中島医院	TEL 0743-54-9717	大和郡山市柳5丁目16番地
郡山青藍病院	TEL 0743-56-8000	大和郡山市本庄町1-1
大和郡山病院	TEL 0743-53-1111	和郡山市朝日町1-62
おおぞらこどもクリニック	TEL 0743-57-6972	大和郡山市天井町223-1

(2) 発熱時の対応

- ① 利用者は来所時に必ず検温をする。
- ② 時間をおいて何回か測定しても、37.5℃以上の熱がある場合は、保護者に連絡し原則として利用をとりやめ迎えにきてもらう。保護者が迎えに来られるまでは別室に隔離する。
- ③ 37.0～37.4℃の熱がある場合は、本人の様子を観察しながら何度か熱を測る。本人の様子にとくに問題がなく、熱もそれ以上に上らないようであれば、そのまま利用を続ける。本人に何らかの症状があり、体調が思わしくないと判断される場合は、保護者に連絡して相談の上なるべく迎えに来てもらうこととする。
- ④ その他、発熱以外でもすてっぷ利用中に何らかの体調不良があると判断された場合は、保護者に連絡して相談の上迎えにきてもらうことがある。急激な体調の変化がある場合（てんかん発作など）は保護者と連絡をとりつつ、救急搬送する。
- ⑤ 学校にいるときにすでに37.5℃以上の熱がある、または何らかの体調不良があると判断された利用者については、学校から保護者に連絡をとってもらった上で、原則として利用をとりやめる。